

いじめ防止基本方針

神石高原町立来見小学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- (2) 学習規律の徹底
 - ・正しい姿勢
 - ・発表の仕方，聞き方
- (3) 学級集団づくり
 - ・いじめを許さない学級づくり・集団づくり
 - ・居場所づくり，絆づくり
- (4) 社会体験，自然体験，交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
- (5) 児童会活動の充実
 - ・委員会活動・クラブ活動の充実・・・主体的な運営，発表の場の設定
 - ・いじめ撲滅のための活動の設定
- (6) 道徳教育・人権教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童の小さな変化に気づくこと、何気ない光景の中にいじめを見抜く洞察力をもつこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上にいじめの特性を理解し意識的に児童の様子に気を配ることが重要である。併せて定期的な面談やアンケート調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・出席をとるときの声，表情
 - ・健康観察，保健室等での様子
- (2) 個人面談の実施
 - ・各学期のハローミーティング週間の設定（6月，11月，2月）
 - ・長期休業明けハローミーティング週間の設定（9月，1月）※担任外で行う。
- (3) いじめアンケート（保護者）の実施
 - ・1・2学期実施（5月下旬，10月）

6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止委員会（後述）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導

など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、神石高原町教育委員会と連携を図り、警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

■ いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は神石高原町教育委員会へ一報を入れるとともに、いじめ防止委員会を招集し適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行いその後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

■ 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

- 1 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 2 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合

イ「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長、いじめ防止委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに、神石高原町教育委員会へ事態発生について報告する。

その後、神石高原町教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行う。

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止対策推進法第22条より、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称

いじめ防止委員会

(2) 組織の構成

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事（養護教諭）

研究主任，その他関係職員

(3) 組織の役割

- ・いじめ防止のための取組の検討
- ・早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析等，いじめに関する状況把握
- ・いじめに関する情報の収集および共有
- ・いじめ事実の確認，対策案を練る
- ・該当児童への指導，該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化・支援
- ・外部組織への協力要請，または警察への通報

附則

- ・本方針は、平成26年4月から施行する。
令和5年4月から一部改正して施行する。